

入札金額の内訳書の提出に関する取扱いについて

平成 27 年 5 月 15 日

住田町企画財政課

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、見積能力のない者や見積りをせずに入札に参加する者を排除するため、建設業者は公共工事の入札の際、入札金額の内訳を記載した書類（以下「内訳書」という。）の提出が義務付けられました。

住田町ではその取り扱いを次の通り決めましたのでお知らせします。

1. **導入時期** 平成 27 年度分から
2. **対 象** 町営建設工事に係る指名競争入札
3. **提出書類** 別紙のとおりとし、入札ごとに町ホームページに掲載
4. **提出方法** 入札時に入札書と併せて提出
5. **審査基準** 開札時に内訳書を審査し、次のいずれかに該当する場合は入札を無効として取り扱う。ただし、軽微な誤記または違算であると認められるときは無効としないことができる。
 - (1) 内訳書が提出されなかった場合
 - (2) 当該工事の内訳書と認められないものが提出された場合
 - (3) 内訳の記載が全くない場合
 - (4) 内訳書の合計金額と入札金額が一致しない場合（ただし、内訳書の合計金額の千円未満を切り捨てまたは切り上げて入札金額とした場合を除く）
 - (5) 町が作成した内訳書の工種等、種別の内容を変えて作成した場合
 - (6) 内訳書に押印されていない場合
6. **その他**
 - (1) 本町は低入札価格調査制度を導入していませんので、内訳書に記載された項目ごとの金額によって失格になることはありません。（ただし、最低制限価格を設定した場合、この額を下回った入札を行うと失格になります）
 - (2) 内訳書の提出は 1 回目の入札のみとし、2 回目以降の提出は不要です。
 - (3) 内訳書が 2 枚以上にわたる場合は、すべてのページに記名・押印してください。
 - (4) 入札金額と同様、消費税及び地方消費税を抜いた金額で作成してください。
 - (5) 提出された内訳書は返却しません。